

## 訪問介護料金早見表

### 【利用者負担算出方法】

地域単価×単位数＝〇〇円（1円未満切り捨て）

〇〇円－（〇〇円×負担割合※4（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

・この表は新規指定申請等の際に、事業所が利用料金表を作成するために参考として作成したものです。実際の利用者負担額の算出は、1か月のサービス合計単位数により計算します。

・「所定単位数の100分の〇に相当する単位数」等と規定されている加算・減算（早朝・夜間加算、特定事業所加算、同一敷地内に居住する利用者に対する減算など）は下表には記載していませんが、必要に応じて料金表に記載してください。

		2級地 11.12 円			
訪問介護費（1回につき）	単位数	利用者負担額 （1割）	利用者負担額 （2割）	利用者負担額 （3割）	
イ 身体介護が中心である場合					
（1）所要時間20分未満の場合	167	186	372	558	
（2）所要時間20分以上30分未満の場合	250	278	556	834	
（3）所要時間30分以上1時間未満の場合	396	441	881	1,321	
（4）所要時間1時間以上の場合	579	644	1,288	1,932	
（4）に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごと	84	94	187	281	
ロ 生活援助が中心である場合					
（1）所要時間20分以上45分未満の場合	183	204	407	611	
（2）所要時間45分以上の場合	225	251	501	751	
ハ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合	99	110	220	330	1回につき
注5 身体介護を行った後に引き続き所要時間20分以上の生活援助を行った場合(所要時間20分から計算して25分を増すごとに)201単位を限度とする。	67	75	149	224	
注14 緊急時訪問介護加算	100	112	223	334	1回につき
ニ 初回加算	200	223	445	668	1月につき
ホ 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100	112	223	334	1月につき
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200	223	445	668	1月につき
ヘ 認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3	4	7	10	1日につき
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4	5	9	14	1日につき

特定事業所加算（1月につき）	
特定事業所加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ	所定単位数の100分の20、10、10、5、3

介護職員処遇改善加算（1月につき）	
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	（介護報酬総単位数 <sup>※1</sup> ×13.7%） <sup>※2</sup> ×11.12
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	（介護報酬総単位数 <sup>※1</sup> ×10.0%） <sup>※2</sup> ×11.12
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	（介護報酬総単位数 <sup>※1</sup> ×5.5%） <sup>※2</sup> ×11.12

介護職員等特定処遇改善加算（1月につき）	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（介護報酬総単位数 <sup>※1</sup> ×6.3%） <sup>※2</sup> ×11.12
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（介護報酬総単位数 <sup>※1</sup> ×4.2%） <sup>※2</sup> ×11.12

※1 介護報酬総単位数＝基本サービス費＋各種加算減算

※2 1単位未満の端数四捨五入

※3 介護職員処遇改善加算の利用者負担額は、上記額－（上記額×負担割合（1円未満切り捨て））

※4 負担割合は1割負担の場合：0.9、2割負担の場合：0.8、3割負担の場合：0.7

※5 共生型訪問介護の場合、下記の割合に応じた単位数を算定すること。

指定居宅介護事業所（障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等により行われる場合）

☞×70/100

指定居宅介護事業所（重度訪問介護従業者養成研修修了者により行われる場合）

☞×93/100

指定重度訪問介護事業所

☞×93/100